

記号番号は①～③のいずれかでご
確認ください。
①マイナポータル
②資格情報のお知らせ
③資格確認書

長 殿

常務理事

事務長

課長

係

減失記入見本

減失 資格確認書 交付申請書 兼 減失届

被 保 険 者 情 報	記号・番号	記号	番号(左つめ)	生年月日
		3 1 1	1 1 1 1 1	2 1 昭和 2 平成 3 令和 2 年 7 月 1 6 日
	氏名	フリガナ	ケンポ タロウ 健保 太郎	電話番号
	住所	〒 111-2222 東京都〇〇区△△△4-5-6		

対 象 者	被 保 険 者	フリガナ	同上	続柄	本人	資格確認書 申請内容	マイナナンバーカードの状況
		氏名	同上			1: 資格確認書 減失(再交付は不要) 2: 資格確認書 再交付希望(減失のため) 3: 資格確認書 新規交付希望(マイナ保険証不可)	申請内容が2.3の場合、下記の状況欄より必ず選択ください
	被 扶 養 者 ①	フリガナ	ケンポ ハナコ	続柄	妻	2: 資格確認書 再交付希望(減失のため) 3: 資格確認書 新規交付希望(マイナ保険証不可)	5 申請内容が2.3の場合、下記の状況欄より必ず選択ください
	被 扶 養 者 ②	フリガナ		続柄		1: 資格確認書 減失(再交付は不要) 2: 資格確認書 再交付希望(減失のため) 3: 資格確認書 新規交付希望(マイナ保険証不可)	申請内容が2.3の場合、下記の状況欄より必ず選択ください
	被 扶 養 者 ③	フリガナ		続柄		2: 資格確認書を減失し、マイナ保険証も利用できない場合は、マイナ ナンバーカードの状況欄も必ず選択してください。	申請内容が2.3の場合、下記の状況欄より必ず選択ください

1: 資格確認書を減失したものの、マイナ保険証が利用できる場合は、
資格確認書は再交付されません。

2: 資格確認書を減失し、マイナ保険証も利用できない場合は、マイナ
ナンバーカードの状況欄も必ず選択してください。

減 失 の 場 合	資格確認書を減失した時期	R7 年 12 月 5 日頃	警察への届け出有無	☒ あり ・ ☐ なし
	資格確認書を減失した時の状況詳細(紛失・盗難等) 詳しく記入してください			

状 況 欄	1: マイナナンバーカードを(も)紛失したため
	2: マイナナンバーカードの更新手続き中のため
	3: マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
	4: マイナナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
	5: マイナナンバーカードを作っていないため
	6: マイナナンバーカードを返納したため
	7: マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため

事 業 主 欄	上記のとおり被保険者から交付の申請がありましたので届出します。		受付日付印
	事業所所在地		
	事業所名称	事業主記入	
	事業主氏名		
	電話番号		
社会保険労務士の 提出代行者名記入欄			

【注意事項】

1. 原則下記の理由で資格確認書を交付することはできませんのでご注意ください。

① マイナ保険証を保有しているが念のため資格確認書を持っておきたい。

※マイナ保険証とは・・・健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。

② 保育園等で園児が医療機関等を受診する際に備えるため。

③ 修学旅行等の学校行事等において児童が医療機関を受診する際に備えるため。

＜①について資格確認書を交付しない理由＞

法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するものであるため。

※医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方（要介護の高齢者や障害をお持ちの方など）は除く

＜②、③について資格確認書を交付しない理由＞

・マイナポータルに表示させる資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物

・資格情報のお知らせ又はその写し

※保護者に代わり保育士や学校教員等が児童を連れて医療機関等を受診する際は、保育士等の管理監督下のため、なりすましが起こることは想定され難いため例外的に上記の書類により受診が可能とされています。

（保護者が児童を受診させる場合はマイナ保険証が必要）。

マイナポータルで医療保険の資格情報画面を確認する方法

医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。

QRコードアクセス用



医療保険の資格情報画面

医療保険の資格情報

※この画面のみでは参照できません。マイナ保険証と合わせて医療機関等の受付に提出してください。

保存日時：2024年2月6日 時点

保 険 者 氏 名	XXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	000000000
記 号	3
番 号	00000
姓 名	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方は後部高齢者世帯の加入者

一 部 免 税 金 額 市 一

有 限 公 司 一

（注）マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルとマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提出する必要がある場合があります。医療機関等の受付で、マイナ保険証の読み取りが完了している場合は、提出していただく必要はありません。

2. 以下の事由に該当する場合は、マイナンバーカードや電子証明書の失効等によりマイナ保険証を利用できない場合があるため資格確認書の交付申請をしてください。

事 由	申 請 理 由
・マイナンバーカードの紛失・盗難等により、マイナンバーカードの利用を一時停止させた後で、 マイナンバーカードの再発行や電子証明書の更新（マイナンバーカードが見つかった場合） を行っていない場合	1 マイナンバーカードを紛失したため
・マイナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合 具体例は以下のとおり ・転入の届出を行った日から90日以内に転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用の 手続を行っていない場合 ・転出手続後、転入先の市区町村での転入届が未提出のまま、転出予定日から30日を経過した場合 ・実際に転入をした日から14日を経過してから転入届を提出した場合 ・期間内の転入届の提出後、継続利用の手続なく別の市区町村に転出した場合 ・個人番号の変更をした上で、電子証明書の再発行を行っていない場合	2 マイナンバーカードの更新手続き中のため
・マイナンバーカードの交付時（再発行時を含む。）に、電子証明書の発行を希望しない場合	5 マイナンバーカードを作っていないため

※マイナンバーカード・電子証明書の更新につきましては、市区町村からの案内に従い速やかにご対応頂きますようお願いいたします。